三　前年度以前の年度における前号の額について総務大臣が修正すべきものと認めた額

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・五〇二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に一・三七八を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の二　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＋B

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第1項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

$\alpha \times 0.5 \times (a / b + c / d) \times 0.75$

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第1項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　当該市町村人口（当該市町村の地方税法第72条の115第1項に規定する人口とする。ただし、地方税法施行規則附則第3条の2の4の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による人口とする。以下この条及び附則第14条の10において同じ。）

b　当該市町村の属する道府県人口（当該道府県の区域内の市町村に係る市町村人口の合計数とする。以下この条及び附則第14条の10において同じ。）

c　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の115第1項に規定する従業者数とする。ただし、地方税法施行規則附則第3条の2の5の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者数とする。以下この条において同じ。）

d　当該市町村の属する道府県従業者数（当該道府県の区域内の市町村に係る市町村従業者数の合計数とする。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第2項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

［略］

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

［新設］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・三五九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に一・〇〇四を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の二　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＋B

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第1項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

$\alpha \times 0.5 \times (a / b + c / d) \times 0.75$

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第1項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　当該市町村人口

b　当該市町村の属する道府県人口

c　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の115第1項に規定する従業者数とする。以下同じ。）

d　当該市町村の属する道府県従業者数（当該道府県の区域内の市町村に係る従業者数の合計数とする。以下同じ。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第2項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。

［同左］

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）